

		※ 処理 事項	整 理 番 号	事 務 所	区 分	管 理 番 号	申告区分
法人名		法人番号					
		事業年度			年	月	日から
					年	月	日まで

外国法人の法人税割額に関する計算書

		法人税法第141条第1号イに掲げる 国内源泉所得に対する法人税額の 計算(イ)	法人税法第141条第1号ロに掲げる 国内源泉所得に対する法人税額の 計算(ロ)
		円 十 億 百 万 千 円	円 十 億 百 万 千 円
(使途秘匿金税額等)	①	()	()
法人税法の規定によって計算した法人税額			
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②		
還 付 法 人 税 額 等 の 控 除 額	③		
課 税 標 準 と な る 法 人 税 額 ①+②-③	④		
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑤		
法 人 税 額 割 $\left[\text{④又は⑤} \times \frac{1}{100} \right]$	⑥		
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦		
外国の法人税等の額の控除額	⑧		
差 引 法 人 税 割 額 ⑥-⑦-⑧	⑨		
計	(⑨(イ)+(ロ))	⑩	

「外国法人の法人税割額に関する計算書」（第 20 号様式別表 1 の 2）記載要領

- 1 この計算書は、市町村内に恒久的施設を有する外国法人が、法人税法第 141 条第 1 号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載し、第 20 号様式の申告書に添付してください。
- 2 「※処理事項」の欄は、記載する必要はありません。
- 3 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載してください。
- 4 「法人番号」の欄は、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 16 項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。
- 5 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
法人税法の規定によって計算した法人税額 ①	法人税の申告書（別表 1 の 2。以下「別表 1 の 2」といいます。）の「法人税額計」の欄（6 及び 17 の欄）の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の 40％相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載します。 なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の 40％相当額（「法人税額計」の欄（別表 1 の 2 の 6 及び 17 の欄）の上段に外書として記載された金額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載します。
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②	(1) 租税特別措置法第 42 条の 4 第 1 項（一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書（別表 6(9)）の 23 の欄の金額を記載します。 ※租税特別措置法第 42 条の 4 第 4 項（中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける法人にあつては、当該金額を記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第 42 条の 4 第 7 項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける法人（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6(12)）の 11 の欄の金額を記載します。 (3) 租税特別措置法第 42 条の 10 第 2 項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書（別表 6（17））の 25 の欄の金額を記載します。 (4) 租税特別措置法第 42 条の 11 第 2 項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書（別表 6（18））の 25 の欄の金額を記載します。 (5) 租税特別措置法第 42 条の 11 の 2 第 2 項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける法人（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6(19)）の 20 の欄の金額を記載します。 (6) 租税特別措置法第 42 条の 11 の 3 第 2 項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける法人（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6(20)）の 18 の欄の金額を記載します。 (7) 租税特別措置法第 42 条の 12 第 1 項又は第 2 項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける法人（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6(21)）の 30 の欄の金額を記載します。 (8) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 2 第 1 項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書（別表 6(22)）の 10 の欄の金額を記載します。 (9) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項又は第 2 項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける法人（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6(24)）の 45 の欄の金額を記載します。 ※租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項及び第 4 項（中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける法人にあつては、当該金額を記載しないでください。

		(10) 所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和7年旧措置法」といいます。）第42条の12の6第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける法人（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(25)）の20の欄の金額を記載します。 (11) 租税特別措置法第42条の12の6第2項（生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除）又は令和7年旧措置法第42条の12の7第4項若しくは第5項（情報技術事業適応設備を取得した場合又は事業適応繰延資産となる費用を支出した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける法人（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(26)）の41の欄の金額を記載します。 (12) 租税特別措置法第42条の12の6第3項又は第6項（産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(27)）の34の欄の金額を記載します。
還付法人税額等の控除額	③	第20号様式別表2の5の④の「合計」欄の金額を記載します。
課税標準となる法人税額 ①+②-③	④	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。 なお、2以上の市町村に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人はこの欄の金額を第22号の2様式の⑤の欄に記載します。
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑤	(1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人のみが記載します。 (2) 第22号の2様式の市町村市民税の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分の金額を記載します。
法人税割額 (④又は⑤× $\frac{\quad}{100}$)	⑥	(1) 1の市町村にのみ事務所等を有する法人は、④の欄の金額に税率を乗じて計算します。 (2) 2以上の市町村に事務所等を有する法人は、⑤の欄の金額に税率を乗じて計算します。 なお、税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率を用います。
市町村市民税の特定寄附金税額控除額	⑦	第20号の5様式の⑨の欄の金額を記載します。
外国の法人税等の額の控除額	⑧	(1) 1の市町村にのみ事務所等を有する法人は、第20号の4様式の⑮の欄の金額を記載します。 (2) 2以上の市町村に事務所等を有する法人は、第20号の4様式の⑰の欄の当該市町村分の金額を記載します。
差引法人税割額 ⑥-⑦-⑧	⑨	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

- この計算書はボールペンで記載してください。なお、温度変化により無色になるインキを用いたボールペンは使用しないでください。
- この計算書に記載された情報は、法人の同意や法令に定めがある場合を除いて、市税の課税や納税の目的以外には利用しません。

(7.10)